

令和6年6月21日



戸田市長 菅原 文仁 様

戸田市上下水道事業経営審議会
会長 石井 晴夫 印

水道事業における適正な水道料金の設定について（答申）

令和6年1月26日付け戸水総第1610号で諮問のありました標記の件について、当審議会において審議を行い、結論を得ましたので、下記のとおり答申いたします。

記

1 水道事業の現状及び今後の見通しについて

戸田市の水道料金については、平成8年度に改定が行われて以来、令和6年度までの28年間、消費税等に係る改定分の転嫁を除き、据え置かれてきたことから、現在、県内他水道事業体と比較して極めて廉価な設定となっているところである。また、水道水に係る供給単価と給水原価との関係を見る「料金回収率」については、平成10年度以降、継続して100%を下回っており、給水に係る費用を給水収益以外で賄うことが恒常化している状況にある。これは、水道事業をはじめとした地方公営企業の経営原則である「独立採算制」が達成されておらず、提供するサービスの対価である料金収入により、給水事業が維持されていないことを表している。

このような状況にもかかわらず、各事業年度決算において、純利益が確保され、事業の継続が図られてきたことは、施設管理業務等包括委託の導入や有収率、料金収納率の向上をはじめとした経費節減及び経営効率化に努めてきたことのほか、大きく2つの理由によるものと考えられる。1つ目は、東京都に隣接し、人口が未だ増加傾向にあり、大規模宅地や事業所跡地への戸建住宅、マンション等集合住宅の建築が続いているという特性から、住宅の新築等に伴い発生する給水装置の新設及び改造に係る分担金等の収入が確保され、料金回収率の不足分を補うための原資となってきたこと。2つ目は、総給水量のうち、約80%を占める埼玉県企業局から買い入れを行っている水道用水の単価について、平成11年度以降、改定が行われておらず、事業費用の増加が抑制されてきたことが挙げられる。

しかしながら、当該分担金等の収入については、将来的な人口動向、及び土地区画整理事業の進捗に伴う宅地開発面積の縮小等に伴う減少が想定され、県水受水単価についても、現在、県企業局において、事業投資の増加等に伴う約23%の引き上げが令和8年度に予定されているところである。加えて、給水収益の根幹となる有収水量については、給水人口の増加にも関わらず、節水機器の普及や節水意識の高まり等の影響を受け、平成29年度をピークに減少傾向にあり、特に大口使用者においては、その傾向が顕著となっているところである。

水道事業を取り巻くこのような環境変化については、今後も継続することが予測され、エネルギー価格をはじめとした物価高騰等の傾向も含め、水道事業における収益的収支に与える影響に厳しさが増すとともに、資本的収支についても、今後、老朽化した水道施設の更新等に係る多額の財源確保が求められる中、適切な維持管理により健全な施設を維持しつつ、世代間負担の公平性を保つ必要がある。

以上のことから、将来にわたり健全な水道事業経営及び安全で強靱な水道施設を維持していくため、令和5年7月6日付け厚生労働省医薬・生活衛生局水道課長発出の、水道施設の計画的な更新・耐震化や資産維持費を含む適正な水道料金の設定を実施するよう、各水道事業体等に向けた技術的な助言も踏まえ、水道料金並びに給水装置の新設又は改造に係る分担金及び水道利用加入金（以下「水道料金等」という。）の改定について、別紙のとおり審議を行い、答申するに至った。

2 水道料金の改定について

水道料金については、下表のとおり改定するものとし、水道料金改定の理由、水準及び算定期間については、以下のとおりとする。

種別	口径又は使用水量	料 金（消費税等除く。）		
		改定案	現 行	改定額
基本料金（1月） ※1個の給水装置を複数世帯で使用する共同住宅等で申請のあった場合は1戸当たり13mm 算定				
	13 ミリメートル	550 円	340 円	210 円
	20 ミリメートル	1,000 円	620 円	380 円
	25 ミリメートル	1,350 円	840 円	510 円
	40 ミリメートル	3,550 円	2,200 円	1,350 円
	50 ミリメートル	9,190 円	5,700 円	3,490 円
	75 ミリメートル	16,930 円	10,500 円	6,430 円
	100 ミリメートル	33,360 円	20,700 円	12,660 円
	150 ミリメートル	93,000 円	57,700 円	35,300 円
従量料金（1立方メートルにつき）				
	1～10 立方メートル	70 円	45 円	25 円
	10 立方メートル超～20 立方メートル	130 円	80 円	50 円
	20 立方メートル超～30 立方メートル	195 円	120 円	75 円
	30 立方メートル超～50 立方メートル	260 円	160 円	100 円
	50 立方メートル超～100 立方メートル	325 円	200 円	125 円
	100 立方メートル超	415 円	260 円	155 円
	1～200 立方メートル ※公衆浴場営業	90 円	55 円	35 円
	200 立方メートル超 ※公衆浴場営業	130 円	80 円	50 円
	1 立方メートル ※臨時水道使用	415 円	260 円	155 円

（1）水道料金改定の理由

水道料金については、水道法において、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があると規定されているにもかかわらず、戸田市では、長期間にわたり水道料金が据え置かれてきた結果、料金回収率が恒常的に100%を下回り、給水に係る費用が給水収益以外で賄われることにより、給水事業の維持が図られてきた。つまり、健全な事業運営が十分確保されているとは言い難い状態にあった。

現行の水道料金水準が維持された場合について、今後における給水収益の試算を行ったところ、総給水量に係る対前年度比増減率を過年度実績に基づく予測値、料金算定期間を国の技術的な助言にある5年間と設定した令和11年度における水道料金収入は、令和6年度の水道事業会計予算と比較し、若干の減少が見込まれる一方、動力費、委託料、県水受水費等の上昇による事業費用の増加により、収益的収支は、令和6年度予算において計上されている、支出の予定額が収入の予定額を上回る、いわゆる“赤字予算”の状態が拡大することとなり、その赤字額は急激に増加することが予測されるのである。

このような収益的収支の状況に加え、資本的収支における老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新等に係る多額の財源確保を勘案した場合には、料金回収率の確保、及び水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額である「資産維持費」の計上を含めた適正な水道料金の設定を実現し、将来にわたり、戸田市が強靱で持続可能な水道事業を維持していくため、事業計画に基づく老朽施設に係る更新、耐震化等の事業を着実に推進する必要があることから、水道料金の速やかな改定が不可欠であると判断された。

(2) 水道料金改定の水準

当審議会では、現行の水道料金水準が維持された場合、収益的収支における赤字額の急激な増加が予測されることから、水道料金の改定に当たっては、地方公営企業の経営原則である「独立採算制」を達成するため、提供するサービスの対価である料金収入により、給水事業を維持するための条件である「適正な料金回収率の確保」を前提とし、その上で、国の技術的な助言において述べられている、資産維持費の計上についての審議が行われたところである。

資産維持費の計上については、水道料金の算定基礎に当たって、将来的に維持すべきと判断される償却資産である浄水場や配水管等の対象資産に対し、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、適正な比率を計上することが求められており、特に、戸田市では、令和7年度以降、順次着手が予定されている東部・中部浄水場、及び西部浄水場に係る更新事業について、多額の財源確保が必要となることを踏まえ、できる限り速やかに、その実現が図られるべきである。

このことから、水道料金改定の水準については、適正な料金回収率として、100%を確保した上で、資産維持費として、公益社団法人日本水道協会策定の水道料金算定要領における標準値である「対象資産に対して3%」を計上することとして算定を行った結果、現行の水道料金水準が維持された場合と比較した改定率について、61.20%の料金改定が必要であると判断された。

また、資産維持費については、水道料金として徴収した年度において、損益計算書上の当年度純利益に含まれることとなり、貸借対照表上は利益剰余金として内部留保されることになるが、資産維持費の認識に関する現状として、当年度純利益が、資産維持費として必要であるという説明が不十分なために、水道使用者の理解が得られず、不必要に高額な水道料金が設定されているという誤解が生じている場合があることから、資産維持費の必要性について、より一層の周知が図られるべきである。

(3) 水道料金改定の算定期間

水道料金については、水道法施行規則において、3年から5年ごとの見直しが規定されていることから、当審議会では、料金算定期間を3年又は5年とする各案について、比較・検討を行ったところであり、適正な水道料金の設定に当たっては、長期的な収支の試算に基づいた設定となっているかなどの確認を恒常的に実施し、適切な時期に定期的な見直しを行うことが必要とされた。

戸田市においては、料金回収率の悪化等により、各事業年度決算における純利益が減少傾向にあり、それらを原資として確保されるべき建設・改良工事等に要する資金に充てるための「建設改良積立金」について、老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新等に係る財源として、十分に確保がされていない状況にある。実際のところ、令和6年度予算においては、損益勘定留保資金の不足から積立額の約4分の1を取り崩した結果、その残高が約10億8千万円まで減少することとなったところである。

このことから、算定期間については、より安定的な収支が確保されることとなる5年間とすることが望ましいとされたことから、料金算定期間については、令和7年度から令和11年度までの5年間とするものと判断された。他方、算定期間を3年間とすることについては、市民生活や社会経済環境の変化に対する柔軟な対応が可能となる一方で、今後における有収水量の減少や事業費用の増加が見込まれる現状においては、頻繁な水道料金の改定(引き上げ)により、市民生活における負担感が増長することが懸念されたところである。

3 給水装置の新設又は改造に係る分担金及び水道利用加入金の改定について

大規模宅地や事業所跡地における戸建住宅、集合住宅の建築等に係る給水装置の新設又は改造に伴い発生する「給水装置の新設又は改造に係る分担金」(以下「分担金」という。)、及び集合住宅等の特定住宅における受水槽以下の装置の新設又は改造に伴い発生する「水道利用加入金」(以下「加入金」という。)については、下表のとおり改定するものとし、改定の理由及び水準については、以下のとおりとする。

メーターの口径	分担金（1給水装置につき。消費税等除く。）		
	改定案	現 行	改定額
13 ミリメートル	140,000 円	100,000 円	40,000 円
20 ミリメートル	230,000 円	160,000 円	70,000 円
25 ミリメートル	480,000 円	400,000 円	80,000 円
40 ミリメートル	1,590,000 円	1,300,000 円	290,000 円
50 ミリメートル	2,690,000 円	2,200,000 円	490,000 円
75 ミリメートル	7,020,000 円	5,500,000 円	1,520,000 円
100 ミリメートル	13,630,000 円	10,430,000 円	3,200,000 円
150 ミリメートル	26,340,000 円	22,600,000 円	3,740,000 円
200 ミリメートル 以上	メーターの口径の断面積及び流量を 基礎として管理者が定める額		—

※ 改造する場合の分担金の額は、新口径に係る分担金の額と旧口径に係る分担金の額との差額とする。

※ 加入金の額の算定は分担金の規定を準用する。

(1) 分担金等改定の理由

分担金及び加入金（以下「分担金等」という。）に係る収入については、近年、各事業年度決算における純利益の大部分を占めており、料金回収率の不足分を補うための貴重な原資となっているところではあるが、将来的には、人口動向、宅地開発面積の縮小等に伴い減少が想定されている。前記水道料金の改定により、今後における料金回収率については、当面100%が維持される見込みではあるが、当該収入について、水道事業収益における営業収益の重要な費目であることに変わりはなく、営業収益における一定程度の割合を維持していくことが、老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新等に係る財源を確保するためにも必要不可欠であると認められることから、分担金等の改定が必要であると判断された。

(2) 分担金等改定の水準

分担金等の改定に当たっては、現行の戸田市の分担金等の水準について、戸田市を含む県内水道事業体全56団体の平均額（令和6年2月時点）を参考に比較し、検討を行ったところである。その結果、一般的な家庭に適用され、戸田市における分担金等収入の約80%を占める口径20mmの水道メーター新設に係る分担金等については、戸田市の16万円に対し、平均額が23万円（千円単位四捨五入）となり、額で7万円、率で43.8%の差が生じていた。また、すべてのメーター口径（13mmから200mm以上の9区分）において、戸田市の水準がそれぞれの平均額を下回っていたところである。

改定後の分担金等の水準については、すべてのメーター口径において、県内平均額と同額に設定するものとし、分担金等収入の試算を行ったところ、分担金等収入に係る対前年度比増減率を令和2年度から令和4年度決算の平均値と同率、算定期間を前記水道料金算定期間と同様の5年間とみなした場合、令和11年度における分担金等収入については、令和6年度当初予算額とほぼ同水準の収入が見込まれることから、上記の表のとおり改定するべきと判断された。

4 水道料金等の改定時期について

記2及び記3に記載した水道料金等の改定については、令和7年4月1日から適用するものとし、改定時期の理由及び周知については、以下のとおりとする。

(1) 改定時期の理由

戸田市の水道事業については、長期間にわたり、水道料金が据え置かれ、料金回収率が恒常的に100%を下回っていることから、提供サービスの対価である料金収入により事業が維持できていない状態として、令和6年度の水道事業会計予算においては、前年度に引き続き、収益的収支について、支出の予定額が収入の予定額を上回る、いわゆる“赤字予算”が計上されたところである。

公営企業会計においては、予定損益計算上、やむを得ない事情により、赤字を生ずることが予想される場合、当該収支において“赤字予算”を調製することもありうるとされているが、市民生活における最重要のインフラである水道事業を担う公営企業として、このような事業運営は、直ちに是正されるべきものである。

今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を考慮すれば、水道料金等の改定時期について、慎重な判断が求められるところではあるが、有収水量の減少、老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新等に係る財源の確保等、今後における水道事業を取り巻く環境を勘案した場合、改定時期の“先延ばし”は、結果として、料金改定率の増加に直結することとなり、直ちに、収益的収支の改善に努め、将来にわたる水道の安定供給に向けた事業運営の健全化を図る必要があると認められることから、令和8年度に予定される県企業局による県水受水単価引き上げも踏まえた上で、水道料金等の改定については、その時期を令和7年4月1日とすることが適当であると判断された。

(2) 改定時期の周知

水道料金等の改定に当たっては、今回の改定が平成8年度の改定以来、事実上28年ぶりとなることに留意し、積極的な情報の提供により、水道使用者との情報の共有を図ることとし、水道使用者に対する周知については、十分な期間を設け、その改定に先立ち、広報紙、ホームページ等の既存広報媒体をはじめ、検針票等の個別帳票を活用するなど、水道事業の現状及び今後の見通し、並びに改定の理由、水準、時期について、丁寧な説明を行うことで、水道使用者の理解が得られるように努めることとする。

5 付帯意見

水道料金の改定に当たっては、今般の物価高騰等に伴う市民生活における家計負担の増加等を考慮し、事業所等の大口水道使用者に係る従量料金に重視した料金体系の維持、分担金等の改定、施設更新費用の未算入等、一般家庭における水道使用者に対し、配慮的措置を設けてきたところではあるが、審議においては、段階的な水道料金の引き上げによる激変緩和措置についても検討が行われ、その必要性及び有効性について確認された経緯があることから、審議内容を踏まえ、水道事業における適正な水道料金の設定について、以下のとおり付帯意見を申し添える。

ただし、今回の水道料金の改定において、激変緩和措置を講じる場合においては、水道料金は、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があることが水道法に規定されていることに鑑み、本来であれば、記2に記載した「水道料金の改定について」を実施すべきであることから、今後の水道事業における適正な水道料金の設定について留意すべき事項を後記する。

(1) 水道料金の改定について（激変緩和措置）

激変緩和措置における水道料金について、下表のとおり改定するものとし、水道料金改定の理由、水準及び算定期間等については、以下のとおりとする。

種別	口径又は使用水量	料 金（消費税等除く。）		
		改定案	現 行	改定額
基本料金（1月）				
	13ミリメートル	450円	340円	110円
	20ミリメートル	830円	620円	210円
	25ミリメートル	1,130円	840円	290円
	40ミリメートル	2,950円	2,200円	750円
	50ミリメートル	7,630円	5,700円	1,930円
	75ミリメートル	14,040円	10,500円	3,540円
	100ミリメートル	27,680円	20,700円	6,980円
	150ミリメートル	77,160円	57,700円	19,460円
従量料金（1立方メートルにつき）				
	1～10立方メートル	60円	45円	15円
	10立方メートル超～20立方メートル	105円	80円	25円
	20立方メートル超～30立方メートル	160円	120円	40円
	30立方メートル超～50立方メートル	215円	160円	55円
	50立方メートル超～100立方メートル	265円	200円	65円
	100立方メートル超	355円	260円	95円
	1～200立方メートル ※公衆浴場営業	75円	55円	20円
	200立方メートル超 ※公衆浴場営業	105円	80円	25円
	1立方メートル ※臨時水道使用	350円	260円	90円

①水道料金改定の理由（激変緩和措置）

水道料金改定の理由については、記2（1）において、その基本的な背景について申し述べたが、慎重に行われた審議の経過において、近年の市民生活におけるエネルギー価格の上昇をはじめとした物価高騰に伴う家計負担の増加等を考慮した場合、日常生活に必須となる水道料金に係る支出の抑制は、家計における負担感の増加に対する緩和に有効であることが認められたことから、今回の水道料金の適正化に当たっては、段階的な水道料金の引き上げによる激変緩和措置を講じた上での水道料金の改定について、その実施が必要であると判断された。

②水道料金改定の水準（激変緩和措置）

水道料金改定の水準については、記2（2）において、現行の水道料金水準が維持された場合、収益的収支における赤字額の急激な増加が予測されることから、水道料金の改定に当たっては、適正な料金回収率の確保を前提とした上で、資産維持費の計上が講じられたところではあるが、前述のとおり、激変緩和措置を講じた上で、水道料金の改定を行う場合においては、水道料金算定要領における標準値である「対象資産に対して3%」から算出した資産維持費の計上を見送ることとし、地方公営企業経営の原則である「独立採算制」を達成するため、提供サービスの対価である料金収入により給水事業を維持するための条件である適正な料金回収率として、100%を確保することとして算定を行った結果、現行の水道料金水準が維持された場合と比較した改定率について、33.66%の料金改定が必要であると判断された。

③水道料金改定の算定期間（激変緩和措置）

水道料金改定の算定期間については、記2（3）において、5年間とする旨を申し述べたが、激変緩和措置を講じた上で、水道料金の改定を行う場合には、その期間をできる限り短期に設定することにより、水道使用者の負担軽減を図るとともに、本来、求められるべき「水道料金の適正化」を速やかに実施し、健全かつ効率的な水道事業の運営の実現を早期に図るべきであること、及び老朽化した浄水場や配水管等の水道施設の更新等に係る多額の財源確保を勘案した場合、次期料金改定の“先延ばし”は、結果として、その料金改定率の増加に直結することから、料金算定期間については、令和7年度から令和9年度までの3年間とするものと判断された。

（2）水道料金の改定に係る激変緩和措置を講じた場合における留意すべき事項

①次期水道料金の改定について

将来にわたり健全な水道事業経営及び安全で強靱な水道施設を維持していくため、水道料金については、能率的な経営の下における適正な原価に照らし、健全な経営を確保することができる公正妥当なものである必要があることから、本料金改定の算定期間を踏まえ、遅くとも令和10年度を始期とする次期料金改定を実施することとし、できる限り速やかに今後における人口動向をはじめ、一般家庭や事業者等水道使用者の水需要を予測した料金体系の見直しを含めて、更なる水道料金の適正化を図ること。

②資産維持費の計上について

将来にわたり維持すべきと判断される償却資産である浄水場や配水管等の対象資産に対し、耐用年数到来時に更新が可能となるよう、資産維持費については、水道料金の設定の基礎に含める必要があることを踏まえ、次期料金改定に当たっては、適正な比率を計上することとし、特に、多額の財源確保が必要となる浄水場更新事業に係る費用等を勘案すること。

③浄水場更新事業に係る費用について

令和7年度からの着手が予定されている東部・中部浄水場更新事業に係る費用、その後に着手が予定されている西部浄水場更新事業、その他の施設更新に係る費用について、多額の財源確保が必要となること踏まえ、できる限り速やかに事業経営の健全化を図り、当該事業に係る建設改良費の積み立てに取り組むなど、世代間負担の公平性の確保に努めること。

④上下水道ビジョン等の策定について

令和8年度を開始時期とする上下水道ビジョン等の策定に当たっては、事業収益及び事業費用について、的確な予測に基づいた算定を行うとともに、水道施設の更新等に係る費用について、経年化率、更新率、規模及び配置の適正化を考慮した更新需要の見通し、計画的な更新への取組状況等に基づいた算定を行うこととし、企業債残高をはじめとした適正な収支構造が保てるよう、具体的な事業計画及び中長期的な収支見通しに基づいた適正な水道料金の設定についての検証を行うこと。

以 上

水道事業における適正な水道料金の設定に係る審議経過等

審議会名等	開催日等	議事及び表題	審議概要
令和5年度 第2回 上下水道事業 経営審議会	令和5年 11月 9日	水道事業会計（令和4年度分） 決算について【報告】	令和4年度 水道事業 会計決算の概要 ・水道事業の業務量、 収益的収支の状況、 資本的収支の状況他
提 言	令和6年 1月 2日	水道事業における適正な水道 料金の設定について（提言）	—
諮 問	令和6年 1月26日	水道事業における適正な水道 料金の設定について（諮問）	—
令和5年度 第3回 上下水道事業 経営審議会	令和6年 2月13日	水道事業における適正な水道 料金の設定について【審議】	令和7年度 水道料金 改定シミュレーション ・水道事業における収 益的収支の予測、分 担金及び加入金に係 る納付額の見直し、 パターンA～D他
令和6年度 第1回 上下水道事業 経営審議会	令和6年 4月 9日	水道事業における適正な水道 料金の設定について【審議】	令和7年度 水道料金 改定シミュレーション ・前回審議会の審議内 容及び現行料金等、 パターンC-3y～F- 5y、世帯人数別料金 表及び提言書への対 応について
令和6年度 第2回 上下水道事業 経営審議会	令和6年 6月 3日	水道事業における適正な水道 料金の設定について【審議】	適正な水道料金の設定 に係る答申 ・現状及び今後の見通 し、水道料金改定、分 担金等改定、水道料 金等の改定時期、付 帯意見、審議経過等
答 申	令和6年 6月21日	水道事業における適正な水道 料金の設定について（答申）	—